

大野極楽寺公園ほか2公園指定管理者募集要項

2025年7月 一宮市まちづくり部公園緑地課

目 次

1	指定管理制度導入の目的について	P.3
2	対象となる施設について	P.3
3	指定管理者の指定期間等について	P.4
4	指定管理者が行う管理の基準について	P.4
5	指定管理者が行う業務の範囲・内容について	P.4
6	自主事業について	P.5
7	業務の再委託について	P.6
8	運営組織について	P.7
9	収入及び経費等について	P.7
10	指定の申請等について	P.8
11	指定管理候補者の選定について	P.11
12	協定について	P.12
13	モニタリング及び実績評価に関する事項について	P.14
14	その他管理運営に当たっての留意事項について	P.14
15	説明会について	P.17
16	問合せ先等について	P.17

別紙図書 大野極楽寺公園ほか2公園指定管理者管理区域図
大野極楽寺公園ほか2公園管理運営業務仕様書

大野極楽寺公園ほか2公園指定管理者募集要項

地方自治法（昭和22年法律第67号）、一宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年条例第37号）及び一宮市都市公園条例（昭和33年条例第2号）に基づき、公の施設である大野極楽寺公園、光明寺公園及び木曽川沿川緑地の一部を一括して管理運営する指定管理者を下記のとおり募集します。

記

1 指定管理者制度導入の目的

多様化する市民ニーズに一層効果的に対応するため、公園の管理運営における専門業者の能力を活用し、市民サービスの向上及び経費の節減を図るため、2026年度以降も引き続き、指定管理者制度の導入を図るものです。

2 対象となる施設について

(1) 施設の名称

- ①大野極楽寺公園（上下水道部所管施設を除く）
- ②光明寺公園（球技場施設、総合体育館施設を除く）
- ③木曽川沿川緑地の一部（区域図のとおり。（北方広場等を含む））

(2) 施設の所在地

- ①大野極楽寺公園：一宮市浅井町河田、大野、極楽寺地内
- ②光明寺公園：一宮市光明寺、更屋敷、北方町北方地内
- ③木曽川沿川緑地の一部：一宮市浅井町黒岩地内から木曽川町里小牧地内まで

(3) 対象となる区域

別紙「大野極楽寺公園ほか2公園指定管理者管理区域図」のとおり

(4) 施設の概要（詳細は、別紙「大野極楽寺公園ほか2公園管理運営業務仕様書」のとおり）

- ①大野極楽寺公園：供用面積 38.4ha

総合公園として、市民の休息、観賞、散策、遊戯、娯楽、運動等総合的な利用に供することを目的とします。

- ②光明寺公園：供用面積 27.9ha

運動公園として、主に市民の運動の用に供することを目的とします。

- ③木曽川沿川緑地：供用面積 8.48ha

特殊公園として、木曽川沿いの風致を活かし、サイクリング等の用に供することを目的とします。

3 指定管理者の指定期間等について

指定期間は、2026年4月1日から2031年3月31日までの5年間とします。

ただし、指定管理者の指定及び指定期間は、市議会の議決を経て、正式に決定されます。

なお、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、市は本施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じる場合があります。

4 指定管理者が行う管理の基準について

大野極楽寺公園、光明寺公園及び木曽川沿川緑地の一部の管理について、指定管理者は、都市公園法、一宮市都市公園条例・同施行規則、その他関係法令等（以下「条例等」という。）を遵守するとともに、以下の項目に留意し、施設の目的に沿った管理運営に努めるものとします。

なお、詳細は、別紙「大野極楽寺公園ほか2公園管理運営業務仕様書」のとおりとします。

(1) 使用期間等について

使用期間、使用時間、使用許可、使用制限及び利用料金の上限額等については、一宮市都市公園条例・同施行規則の規定によります。

(2) 個人情報の保護について

指定管理者は、個人情報の適正な管理にあたり、個人情報の保護に関する法律及び同法律に関連するガイドライン等に準拠した規定を設け、これを遵守するものとします。なお、個人情報の適正な管理のために次の必要な措置をとるものとします。

- ・管理規程の整備、職員の意識啓発など管理的な保護措置
- ・電子計算機処理によるアクセス制限、データの暗号化など技術的な保護措置
- ・保管施設の整備など物理的な保護措置

(3) 情報の公開について

指定管理者は、情報の公開に関して必要な措置を講じるものとします。

5 指定管理者が行う業務の範囲・内容について

指定管理者が行う業務（以下「本業務」という。）の範囲・内容は以下のとおりとし、詳細については、別紙「大野極楽寺公園ほか2公園管理運営業務仕様書」のとおりとします。

また、2025年度中に整備し、2026年4月に開設を予定しているキャンプサイト（以下「新設キャンプサイト」という。）の管理運営の手法等について、応募者がその考え方等を提案することとします。なお、こ

の提案は、指定管理者選定委員会による指定管理者候補の選定の際の審査対象となります。

(1) 維持管理業務

- ①植物管理
- ②建物・工作物の維持管理及び修繕（小規模なもの）
- ③備品管理
- ④清掃
- ⑤警備
- ⑥その他

植物管理のうち、特に大野極楽寺公園の植物管理は、ゾーン毎のコンセプトに沿って行ってください。指定管理者選定委員会による指定管理者候補の選定の際には、ゾーン毎の管理内容についても審査の対象とします。

(2) 運営業務

- ①利用者指導業務
- ②利用促進業務

(3) 公園施設使用許可に関する業務

- ①有料施設の使用許可

今回の募集では、新設キャンプサイトの利用料金の導入に併せて、貸自転車やバーベキュー炉等の利用料金の新たな設定等について、応募者がその考え方等を提案することとします。なお、この提案は、指定管理者選定委員会による指定管理者候補の選定の際の審査対象となります。

- ②一宮市都市公園条例第4条に基づく使用許可

(4) 利用料金等の徴収・収受に関する業務

(5) 団体の事務局補助事務に関する業務

(6) 市民団体の活動への協力に関する業務

(7) 事業計画及び事業報告に関する業務

(8) モニタリング、実績評価に関する業務

(9) その他公園の維持管理・運営に関する業務

6 自主事業について

指定管理者は、上記「5 指定管理者が行う業務の範囲・内容について」に定める業務以外に施設の設置目的に反しない範囲で、円滑かつ効率的な運営のため、関係法令を遵守した上で、独自の発想やノウハウ

を活用した研修会・イベントなどの事業を企画・立案し提案することができます。

企画内容については、年度毎の事業計画策定時又はその都度に市と協議を行い、承認を得るものとし、また、指定管理者は、自主事業に係る利用者参加費や参加者負担額等を設定することができます。

なお、市がこれまで自主事業として承認した事業又は想定される事業は以下のとおりです。

(1) 緑化工作教室の開催について

緑の知識習得や緑化への意識向上等を目的とし、緑化工作教室を開催することとします。自主事業として扱いますが、概ね月1回の開催を標準とします。(指定管理費で事業費の一部を負担)

(2) 自然観察教室の開催について

自然にふれあう機会の提供等を目的とし、野鳥園、野鳥の池、苗圃などをフィールドとした自然観察教室を開催することができます。

(3) イベント等の開催について

公園利用者が交流できるイベントを企画又は誘致し、開催することができます。ただし、公園利用者全体に対して適切かつ確実なサービスが提供できるようにするとともに、独占的な利用とならないよう配慮してください。

(4) バーベキュー広場及び新設キャンプサイトの運営に係る品目の販売等について

施設利用者のサービスの向上に資することを目的とし、バーベキュー施設及び新設キャンプサイトの利用者にキャンプ用品(タープ等)の貸出や消耗品(炭、網等)、食材(野菜、肉等)の販売及びサービス(火おこし等)の提供を行なうことができます。

(5) 自動販売機等の設置について

公園利用者サービスの向上に資することを目的とし、売店の営業や自動販売機の設置等の自主事業を実施することができます。なお、アルコールの販売は、特別に市の許可を受けた場合を除きできません。

ただし、自動販売機を設置する場合は、指定管理者が市の設置許可を受け設置することとし、条例に定める額を市に納付してください。

(6) キッチンカー等について

公園の魅力や公園利用者サービスの向上に資することを目的とし、移動販売車、仮設テント等による飲食物、物品等の販売を行うことができます。なお、実施にあたっては、キッチンカー等の活用に係る各種規定・要項等を事前に市と協議し、作成してください。

7 業務の再委託について

指定管理者は、第三者に対して本業務を一括して再委託し、又は請け負わせることは出来ません。

ただし、指定管理者が直接処理することが困難な場合又は委託することが本業務の遂行上合理的と認められる場合は、業務の一部を第三者(「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと)に委託し、又は請け負わせることができます。この場合、市と事前

に協議し承認を得るものとしします。なお、委託を確認するため契約書等の写しを提出するものとしします。

8 運営組織について

緑豊かな木曾川の景観を活かした魅力ある風景の公園づくり、国営木曾三川公園を含めた区域全体でのスケールメリットを活かした市民の利用促進及びレンタサイクル・バーベキュー広場等の有効利用などによる四季を通じて誰もが心地よく過ごせる公園づくりを目指すとともに、市民サービスの向上、経費の節減を図るため、事務的職員の他、造園土木部門に精通した職員、イベント企画運営に精通した職員を配置していただく必要があります。

9 収入及び経費等について

(1) 有料施設の利用料金等

指定管理者が利用者から徴収する利用料金及び自主事業収入については、指定管理者の収入として、収受することとしします。ただし、利用料金、自主事業収入がそれぞれ一定金額を超えた場合は、超えた金額に対して20%以上を市に納付するものとしします。なお、一定金額及び納付割合については提案のあった額、割合をもとに、各年度で締結する年度協定書に定めるものとしします。

また、利用料金の減免及び還付については、市の定める基準に基づき行うものとしします。

(2) 指定管理料

指定管理者が事業計画に基づいて管理運営業務を行うにあたり、必要な指定管理料については、予算の範囲内で市と指定管理者が協議を行い、各年度で締結する年度協定書で定めるものとしします。

なお、現在の指定管理料は、2021年度から2025年度までの5年間で総額 金695,000,000円（消費税10%に換算）、1年あたりの指定管理料は5年間同額で 金139,000,000円です。

(3) 指定管理料の対象となる経費

指定管理料によって充当する経費は、以下のとおりです。

- ①施設維持管理費
- ②人件費
- ③事業費
- ④事務費

なお、指定管理料によって取得した備品等の財産は、原則として市に帰属するものとしします。

(4) 費用負担

本業務にかかる経費は、指定管理者が支出を行うものとする。

ただし、次に掲げる経費については、市が負担するものとする。

- ①施設、設備、備品等の1件（備品は1品）130万円（消費税等を含む）を超える修繕費

②市が必要と認める1品100万円（消費税等を含む）以上の備品購入費

③その他、協議に基づく経費

(5) 指定管理料の支払

指定管理料は、2026年4月以降に、原則として四半期ごとに4分割した金額を支払うこととしますが、詳細については、市と指定管理者とで協議を行い、各年度で締結する年度協定書で定めるものとします。

(6) 管理口座及び経理

指定管理者は、本業務の専用口座を開設し、収入及び支出はこの口座で一括管理するものとします。また、本業務に係る経理事務は指定管理者本体の経理から明確に区分し、独立した会計帳簿を整備し、本業務の収支状況が明らかになるようにするものとします。

(7) 消費税

指定管理期間中の経費の算定においては、消費税は現行（10%）で算定し、また、利用料金は2026年4月1日施行の金額で算定するものとします。今後、消費税率が改正された場合及び利用料金の上限額が改正された場合は、市と指定管理者とで協議するものとします。

10 指定の申請等について

(1) 申請の資格に関する事項

申請者は、法人又はその他の団体（以下「団体等」という。）、若しくは共同事業体（2者以上で構成する団体）とし、個人での応募は受け付けしません。共同事業体で申請する場合は、共同事業体を代表する団体等を定め、共同事業体の構成が明らかな書類（任意様式）を提出するものとします。

ただし、単独で申請した団体等は共同事業体の構成団体（協同組合の組合員を含む）となることはできません。また、複数の共同事業体において同時に構成団体となることはできません。

なお、指定管理者の申請を行う者は、以下の項目をすべて満たさなければなりません。

ア 市から指名停止処分を受けていないこと

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと

ウ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けたことがないこと

エ 指定管理者による施設の管理を、地方自治法第92条の2、第142条及び第180条の5第6項に規定する市に対する請負とみなした場合、当該各条のいずれかに規定する兼業禁止の規定の適用を受けていないこと

オ 過去3年間、法令違反等により営業停止処分を受けていないこと

カ 過去3年間、市税のほか地方税・国税等を未納していないこと

キ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生・再生手続きを行っていないこと

ク 指定期間中、安定的に管理することの可能なノウハウ・実施体制・経営基盤等が確保されている

こと

ケ 選定委員が経営又は運営に直接関与していないこと

コ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと

サ 「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと

シ 個人でないこと

(2) 提出方法

①提出期間

2025年7月28日(月)から8月6日(水)までの午前9時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

②提出場所

一宮市まちづくり部公園緑地課 管理グループ (本庁舎8階85番窓口)

③提出部数

正本1部、副本1部、電子データ一式(PDFデータ)とします。

④提出方法

正本、副本については、直接持参してください。(郵送等による提出はできません。)

申請書類等は、官公署の発行する証明書等やむを得ない場合を除き、日本工業規格のA4の大きさとし、図面等でA3となる場合は、見開きで折り込むものとします。

なお、1部ごとにA4版フラット紙ファイルに綴じてください。

(3) 申請関係書類

法人その他の団体であって、この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、提出期間内に市長に提出するものとします。

①指定申請書(様式1)

共同事業体での応募の場合は、共同事業体協定書兼委任状(任意様式)、共同事業体応募構成表(任意様式)及び共同事業体連絡先一覧(任意様式)を提出してください。

②事業者に関する書類

ア 団体の概要(様式2)

イ 宣誓書(様式3-1)、誓約書(様式3-2)

ウ 定款、寄附行為、基本規則等設立に関する公の認証を受けた書類

エ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画又はこれに類する書類及び過去2か年の事業報

告書

オ 法人格を有する団体(共同事業体応募の場合は、構成団体毎)にあつては、次の書類

- ・当該法人の履歴事項全部証明書
- ・法人税、法人事業税、法人住民税及び消費税等の各納税証明書(納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等がわかるもの)(過去3年間)
- ・貸借対照表(過去3年間)
- ・損益計算書(販売費及び一般管理費の明細、製造原価報告書等(原価の明細がわかるもの))(過去3年間)
- ・キャッシュフロー計算書(過去3年間)
- ・人員表(各決算期末の常勤役員数、従業員数、臨時従業員数(パートタイマー・アルバイト等、1日8時間で一人と換算))(過去3年間)

カ 法人以外の団体(共同事業体応募の場合は、構成団体毎)にあつては次の書類

- ・申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去2か年の収支決算書
- ・キャッシュフロー計算書(過去3年間)
- ・人員表(各決算期末の常勤役員数、従業員数、臨時従業員数(パートタイマー・アルバイト等、1日8時間で一人と換算))(過去3年間)

③管理運営に関する事業計画書(様式4に準じて作成)

④管理運営に関する収支計算書(様式5に準じて作成)

⑤その他市長が必要と認める書類

※ 証明書類は、証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものを提出してください。

(4) 申請に要する経費

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。

(5) その他申請についての留意事項

①申請者の失格

申請者が、次の事項に該当した場合には失格とします。

- ・募集要項に定める手続きを遵守しない場合
- ・申請書類に虚偽の記載をした場合

②接触の禁止

指定管理者選定委員、本市職員及び本件関係者に対して、本件提案に関しての個別接触は禁じます。

③重複提案の禁止

申請一団体(共同事業体)につき、提案は一案とします。

④申請内容の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

⑤申請書類の取り扱い

申請書類は理由の如何を問わず返却しません。

⑥申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

⑦提出書類の取り扱い・著作権

申請者が提出する書類の著作権は、作成した申請者に帰属します。なお、市が必要と認めるときには、指定管理期間中に作成した書類を含め提出書類の全部又は一部を使用及び公表できるものとします。

II 指定管理者候補者の選定について

(1) 選定基準・選定方法について

指定管理者候補者の選定は、指定管理者選定委員会において、提出された指定管理申請書に基づき、各委員が選考項目に沿って、それぞれ審査したうえで選定を行います。

審査における選考項目と配点は次表のとおりです。

選考項目	審査項目	配点
I 施設の効用を最大限発揮すること	○施設の設置目的の達成 ○事業計画・収支計画の実現可能性 ○施設の利用促進（新設キャンプサイトを含む） ○利用者サービスの向上（ // ） ○自主事業の提案（ // ） ○国営公園等との連携 ○市民との協働、地域との連携 ○市内雇用・市内発注の方針	60点
II 利用者の平等な利用などが確保されること	○平等な利用の確保及び利用者の安全確保	10点
III 管理経費	○管理経費の妥当性	5点
IV 指定管理者の管理能力に関すること	○安定的な運営が可能な人的基礎 ○管理計画 ○安定的な運営が可能な経理的基礎	20点
V 施設の考え方	○施設の考え方	5点
	計	100点

選定は、公募型プロポーザル方式により行います。

選定委員会の委員は、学識経験者2名、公認会計士、市職員2名の計5名です。

①事前審査： 資格審査

- ②審査 : 提案書の書類審査、プレゼンテーションによる提案内容を聞き取り、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。

指定管理者選定委員会の開催は、2025年8月下旬を予定しており、詳細は別途通知します。

(2) 選定結果

選定結果については、申請者にEメールで通知後、文書で発送します。また、市ウェブサイトへの掲載により公表します。(2025年9月上旬予定)

12 協定について

(1) 協定の締結

選定結果を踏まえ、市は優先交渉権者と管理運営にあたっての細目について協議を行い、協議成立後、仮基本協定書を締結します。その後、市議会の議決により指定管理者として指定し、仮基本協定書が基本協定書として発効することとなります。

なお、優先交渉権者との間で協議が整わなかった場合、次点交渉権者との協議となり、以下同様の手順を踏むこととなります。

ただし、協定締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、指定を取り消し、協定を締結しない場合があります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- ② 財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき
- ④ 応募資格を喪失したとき

(2) 協定の内容

協定の内容については、以下のとおりとなります。

- ① 指定期間に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 利用料金に関する事項
- ④ 本市が支払うべき管理費用に関する事項
- ⑤ 保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑥ リスク分担に関する事項
- ⑦ 事業報告に関する事項
- ⑧ モニタリング及び実施評価に関する事項

⑨保険に関する事項

⑩損害賠償に関する事項

⑪指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

⑫その他、市が別に定める事項

(3) リスク分担の考え方

協定書の締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の基本的な方針は、次表のとおりとします。

種類	内容	負担者
法令等の変更	管理運営に直接影響を及ぼす法令等の改正に伴う工事費の発生、収入減、経費増等	協議による
不可抗力	災害、暴動等による履行不能や修繕等に要する費用	市
物価の変動	人件費、物品費等の変動に伴う経費増	指定管理者
	基本協定締結時に想定できない急激な物価の変動に伴う経費増	市
金利の変動	金利の変動に伴う経費増	指定管理者
周辺地域、住民、施設利用者への対応	地域との協調・施設管理、運営業務内容に対する住民、施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応	指定管理者
	上記以外の場合	市
事業の中止、中断による損失	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの	指定管理者
	上記以外の場合	市
施設、備品等の修繕、撤去、取替	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの	指定管理者
	1物件当たり130万円以内の修繕費、1物件当たり10万円以内の取替費	指定管理者
	上記以外の場合	市
料金収入の減少	指定管理者の責めによらず、年間の料金収入が還元基準額の50%以上減少した場合	市
	上記以外の場合	指定管理者
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により施設利用者に損害を与えた場合	指定管理者
	上記以外の場合	市
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に損害を与えた場合	指定管理者
	上記以外の場合	市

これらは、帰責事項の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的な考え方を示したもので、該当するリスクの内容全てを記載のリスク負担者が負担するものではありません。詳細については、市と指定管理者との協議により市が決定します。

なお、新設キャンプサイトの管理運営に係る経費の増減に伴うリスクについては、年度毎に市と指定管理者の協議により年度協定書の指定管理料に反映します。

13 モニタリング及び実績評価に関する事項

市は、指定期間中にモニタリング及び実績評価を実施します。なお、実績評価にあたり、学識経験者、公園利用者等からなる委員会（以下「実績評価委員会」という。）を設置します。

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は事業報告書（月次、四半期、年間）及び収支報告書を作成し市に提出するものとします。

(2) モニタリングの実施

指定管理者は、定期的に施設利用者から意見や満足度等を聴取し、利用者モニタリングを行うこととします。また、事業提案書の内容を自己評価し、結果を事業の実施に反映させることとします。なお、実施時期や項目については、市と協議の上、定めるものとします。

また、指定管理者の業務の遂行状況等を確認するため、市は必要と認めたときにモニタリングを行います。

(3) 実績評価の実施

市は、指定管理者が事業計画書に基づき提供する業務の水準を確認するため、実績評価を行います。

なお、実績評価をするにあたり開催される実績評価委員会に出席し、業務実績及び経理処理の説明並びに質疑、意見に対して応答するものとします。また、この実績評価委員会に関する業務を履行するために必要な経費、報告書等の作成、提出のために要する経費は、指定管理者の負担とします。

(4) 業務の基準を満たしていない場合の措置

実績評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、市は指定管理者に必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合は指定を取り消すことができるものとします。

(5) 指定管理者に対する監査

地方自治法第199条第7項の規定により、指定管理者が管理する施設等の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について監査を行うことがあります。

監査の実施が決定された場合には、誠実に対応し、監査結果に指摘事項等があった場合は、速やかに改善等の措置を行うこととなります。

14 その他管理運営にあたっての留意事項について

(1) 管理運営の基本方針

一宮市では、緑とオープンスペースの整備・保全に関する取り組みを推進するための総合的な計画として「一宮市緑の基本計画」を策定し、市民・民間事業者等・行政が連携しながら、緑のまちなみを

推進しています。

指定管理者は、この基本計画を踏まえ、本公園の管理運営に係る事業展開を行ってください。

(2) いちのみやリバーサイドフェスティバルへの協力

毎年、ゴールデンウィーク期間（5月3～5日）に国営木曾三川公園三派川地区センター内で開催される「いちのみやリバーサイドフェスティバル」に関して、資機材の搬入経路の確保やイベントブースへの参加展開等の協力を行ってください。

(3) 引継業務

①指定管理業務開始時

後任の指定管理者は、指定管理業務開始までに、施設、設備及び市の所有に係る物品の引継ぎを受け、必要書類の作成、各種印刷物作成、各業務の習得、施設の異常有無の確認を行うものとします。ただし、引継ぎ、習得期間及び準備業務の費用については、後任の指定管理者の負担とし、指定管理経費としての費用計上を行わないようにしてください。

また、本指定管理業務に係るウェブサイト、ソーシャルネットワークサービス及びリーフレット等の更新を行い、円滑な業務開始に努めてください。

なお、前任の指定管理者がすでに許可している2026年4月1日以降の利用分については、業務を引継ぐものとします。

②指定期間終了時

前任の指定管理者は、指定期間終了までに後任の指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

ただし、引継ぎを行う後任の指定管理者がいない場合は、市に引継ぎを行うものとします。

前任の指定管理者が、指定管理経費で取得又は調達（リース等）した消耗品、備品及び修繕により結果として取得した物品、設備（以下「物品等」という。）は、市に帰属することとしていますが、これらの物品等のうち、後任の指定管理者が不要と認めたものについては、市、前任の指定管理者及び後任の指定管理者が協議の上、前任の指定管理者が撤去等するものとします。

前任の指定管理者が、指定管理経費以外の経費で取得又は調達（リース等）した物品等は前任の指定管理者に帰属します。ただし、これらの物品等のうち、後任の指定管理者が必要と認めたものについては、市、前任の指定管理者及び後任の指定管理者が協議し、現状のまま後任の指定管理者に譲渡できるものとし、後任の指定管理者が不要と認めたものについては、前任の指定管理者の負担により撤去等するものとします。

③指定期間開始時及び終了時の収益の取扱い

前任の指定管理者が、指定期間内に収受した利用料金のうち、その指定期間を超える期間の利用料金については、指定期間終了後に、収益証拠書類を添えて、市に支払うものとします。

前任の指定管理者から支払われた上記金額については、後任の指定管理者に対し、前任の指定期間終了後に収受証拠書類とともに、市が支払うものとします。

また、後任の指定管理者は、後任の指定期間内に収受した利用料金のうち、その指定期間を超える期間の利用料金については、指定期間終了後に、収受証拠書類を添えて、市に支払うものとします。

(4) 市内雇用及び市内事業者等への発注等への配慮

指定管理者が行う管理運営にあたって、特別な理由等がある場合を除き、委託業務の発注や物品の調達等について、市内雇用及び市内事業者や一宮シルバー人材センターへの発注に努めることとします。

また、指定管理者選定委員会による指定管理者の選定の際には、審査の対象としますので、申請書（事業計画書等）で提案してください。

(5) 施設において発生した事故の対応に関して特に留意すべき事項

指定管理者は、指定管理の対象となる公園施設において発生した事故への損害賠償等の対応に関して、以下のとおり義務を負うこととします。

- ①指定管理者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- ②施設において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を市へ報告しなければなりません。
- ③市と協議のうえ、損害賠償責任保険に加入する必要があると認められる場合には、保険に加入しなければなりません。

(6) 事業の継続が困難となった場合の措置

①指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

市が行う業務の改善勧告に従わない場合など、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取り消し又はある一定の期間を設けて業務の全部もしくは一部停止を行うことができるものとします。この場合、市に与えた損害等は指定管理者が賠償するものとします。また、後任の指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

②市の責めに帰すべき事由による場合

市は、指定期間中に当該施設を廃止、又は休止する場合など市の責めに帰する事由により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。この場合、市は、あらかじめその旨を指定管理者へ通知するものとします。

指定の取消又は業務の停止により指定管理者に生じた損害等は、市が賠償します。市が賠償する額は、市と指定管理者が協議して定めるものとします。

市が、指定の取消又は業務の停止を命じた場合、指定管理者は市に指定管理料の全部又は一部を返還しなければなりません。

③当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、市と指定管理者が事業継続の可否について協議するものとします。その後、一定期間内

に協議が整わないときは、それぞれ事前に書面で通知することにより協定を解除することができるものとし、ます。なお、後任の指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとし、ます。

④指定管理者の指定を取消した場合の対応

指定管理者の指定取消後、次点候補者を指定管理者候補者として、施設の管理運営に関する協議を行うことがあります。

15 説明会等について

(1) 公募説明会等について

募集要項の説明及び大野極楽寺公園・光明寺公園・木曾川沿川緑地の一部の施設見学のために、2025年7月9日（水）午後2時から公募説明会及び施設見学会を大野極楽寺公園管理棟（視聴覚室）にて行います。

- ・ 所在地 一宮市浅井町大野字小屋裏 1400 駐車場有り

説明会当日は募集要項、業務仕様書等は配布しませんので、市ウェブサイトから入手のうえご持参ください。参加を希望される方は、2025年7月7日（月）正午までに、参加申込書により電子メールにてご提出ください。なお、公募説明会への参加の有無は、指定管理者の選定に関して影響を与えるものではありません。

(2) 質問の受付及び回答について

指定管理者の指定の申請に関して、質問がある場合は、質問票により2025年7月9日（水）から7月16日（水）まで、電子メールにより受け付けします。

なお、質問に関する回答は、質問者に対して文書で回答するとともに、応募者間の公平を期すため、市ウェブサイトに掲載します。掲載は、7月23日（水）を予定しています。

16 問合せ先について

その他、本件に関する質問等がある場合には、以下までお問合せください。

住所： 〒491-8501 一宮市本町 2-5-6 一宮市まちづくり部公園緑地課 管理グループ

電話： 0586-28-8634（ダイヤルイン） E-mail： kouen@city.ichinomiya.lg.jp

URL： <https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/shisetsu/kouen/1035780.html>（ページ ID：1035780）